

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンター事業（通称：ファミサポ）は、子育ての援助を希望する人（お願い会員）と支援したい地域の人（任せて会員）を結び、地域で子育てを支える制度です。



市 HP



◇利用料

利用する曜日・時間帯	利用料
平日（月～金） 6時～22時	300円 （30分あたり）
土・日・祝日／年末年始（12/29～1/3）／平日22時～翌朝6時	350円 （30分あたり）

◇こんな時に子どもを預けられます

- ・保育園施設への送迎やその前後
- ・学校の放課後
- ・冠婚葬祭や学校行事の際
- ・買い物など外出の際

難聴児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語習得やコミュニケーション能力向上のため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。

【対象】 ①～③の要件をすべて満たす満18歳未満の児童の保護者（所得制限などの他条件あり）

- ① 伊達市に住所を有している児童
- ② 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童。（30デシベル未満でも医師が装用の必要を認めた場合は対象）
- ③ 補聴器の装用により、言語習得など一定の効果が期待できると医師が判断する児童

◇「任せて」会員募集中

お願い会員に比べて任せて会員が少なく、特に子育ての援助に協力できる任せて会員を募集しています。任せて会員には、センターが主催する講習会を必ず受講していただきます。

◇問い合わせ

伊達市ファミリーサポートセンター
保原町字東野崎 106-1
シャイン KANNO201 号
☎ 573-5446
（平日9時～17時30分、土日祝・年末年始除く）



【助成額】 市で定める基準額の範囲内で購入や修理費用の3分の2

【その他】 購入前の申請が必要です。すでに購入・修理された補聴器は、助成の対象になりません。詳細は担当課にお問い合わせください。

【問い合わせ】 ネウボラ推進課 子育て支援係
☎ 573-5652

子育て世帯を支援

児童手当などのご案内

☎ ネウボラ推進課子育て支援係 ☎ 573-5652

各給付、助成制度のご案内はこちら▶



児童手当

【対象】 伊達市に住所を有し、0歳から15歳到達後、最初の3月31日までにある児童を養育する人（父母などのうち、所得が多い人）

※児童手当に該当しない人に、所得制限内で支給します。

◇支給額

区分	支給月額	
3歳未満	1万5,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1、2子	1万円
	第3子以降	1万5,000円
中学生	1万円	
特例給付（所得制限限度額*以上）	5,000円	

◇支給時期

支給日	支給対象月
6月5日Ⓢ	2月～5月
10月4日Ⓢ	6月～9月
2月5日Ⓢ	10月～1月

児童扶養手当

【対象】

ひとり親家庭で、18歳到達後最初の3月31日になるまで（心身に一定の障がいがある場合は20歳未満）の児童を養育している人

▼次の場合も対象になります

- ・父か母の心身に重度の障がいがある
- ・配偶者から暴力を受けている

◇支給時期

支給日	支給対象月
5月10日Ⓢ	3月～4月
7月11日Ⓢ	5月～6月
9月11日Ⓢ	7月～8月
11月11日Ⓢ	9月～10月
1月10日Ⓢ	11月～12月
3月11日Ⓢ	1月～2月

◇支給額 4月から手当額が変更になります。

区分（子どもの数）	支給月額（4月以降）	これまでの支給額
1人	全部支給	4万5,500円
	一部支給	月額1万740円～ 4万5,490円まで
2人	1人の場合の金額に 5,380円～1万750円加算	1人の場合の金額に 5,210円～1万420円加算
3人以上	3人目から1人増えるごと 3,230円～6,450円加算	3人目から1人増えるごと 3,130円～6,250円加算

※支給額は所得に応じて決定します。

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。

特別児童扶養手当

【対象】

身体または精神に、中度または重度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

◇支給時期

支給日	支給対象月
4月11日Ⓢ	12月～3月
8月9日Ⓢ	4月～7月
11月11日Ⓢ	8月～11月

◇支給額 4月から手当額が変更になります。

区分	支給月額（4月以降）	これまでの支給額
1級該当児童	1人につき 5万5,350円	1人につき 5万3,700円
2級該当児童	1人につき 3万6,860円	1人につき 3万5,760円

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は支給されません。

